

【ベトナム】 公共投資法が施行

前・海外立法情報課 藤倉 哲郎

(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 2015年1月1日、公共投資法が施行された。財政赤字の原因となっている公共投資の規制を意図し、投資実施までのプロセス並びに検討、監視及び評価の制度を定めている。

1 公共投資問題と立法過程

公共投資法は、財政赤字の要因とされる公共投資を規制することを意図している。公共投資は、2000年代初めに、日本の都道府県にあたる地方省レベルの財政裁量権が強化されたことを契機に拡大してきた。しかし、事業の事前検討、監督及び評価の制度が整っていないため、無計画で非効率な公共投資が多いとされてきた。いつまでも工事が完了しない橋や道路、ほとんど利用されない工業団地や道路などは、国内メディアで日常的に取り上げられている。また、議会による審査や、地域住民への公開性も欠如していた。

2007年には公共投資法の最初の草案が出されていたが、当初、国家財政に由来するあらゆる投資活動を網羅しようとしていたことなどで制定が遅れていた。最終的に、国有企業による投資活動については、投資法の全面改正(2014年11月26日改正)(注1)によって定めることになり、公共投資法は、それ以外の国家予算に基づく公益的な投資活動を対象とし、2014年6月18日に成立した。

2 公共投資法の内容

(1) 公共投資のカテゴリー

公共投資の実施までのプロセスは、重要度及び規模別に定められている。公共投資は、まず、「プログラム」と、「プロジェクト」とに区分されている。前者は特定テーマで設定された大枠の中で、関連する複数の施策が結びついている案件を指し、後者は、プログラムの中での個別の施策又はプログラムとは独立した具体的な案件を指すものである(注2)。そのうち最重要案件として、国家目標プログラム(第6条第2項)と国家重要プロジェクト(第7条)(表1)がある。

表1 国家重要プロジェクトの条件(第7条)

- | |
|--|
| 1. 10兆ドン(約580億円)以上 |
| 2. 環境影響条件 a) 原子力発電所 b) 保護林の地目転換条件(50ヘクタール以上) |
| 3. 稲作地の地目転換面積条件(2期作田500ヘクタール以上) |
| 4. プロジェクトに伴う移住・再定住人数条件(山間地で2万人以上、その他の地域で5万人以上) |
| 5. 国会の決定を要するプロジェクト |

さらに、プログラムは目標プログラム（第4条第8項）とその他のプログラムに、プロジェクトは、A、B、Cに分けられる（第6条第2項）。プロジェクトのA、B、Cは、投資額の区別なくAに分類される工業団地、史跡、国防関連以外は、交通インフラ、発電及び石油掘削、水利及び上下水道、農林水産等並びに医療及び教育等の4つの分野別に、総事業額の規模で区別されている（第8条～第10条）。

(2) 公共投資実施までのプロセス

公共投資が実施されるまでには、投資方針決定、投資決定、投資計画決定の3段階と、各段階での立案、検討並びに審議及び決定の3過程がある。各段階及び過程で関与する機関は、公共投資の分類だけでなく、予算をどの機関が管理しているかによって異なっている（第17条～第85条）。概して、投資方針については、行政府（政府又は地方政府）が立案し議会（国会又は地方議会）に諮り、投資決定は行政府の長が行い、投資計画は行政府の提案に基づき議会が承認するという形をとっている。また各段階での検討過程では、中央の案件であれば計画投資省及び財務省が、地方の案件であれば、計画投資省の地方機関である計画投資局及び地方議会が、計画全体及び財政面の検討に関与する。

(3) 監視体制の強化と評価制度の導入

公共投資の実施状況は、計画投資省及び財務省が監督する（第74条第2項及び第3項）。さらに、複数の機関に監視権限を与え、監視体制を強化している（第79条）。

一方で、公共投資に対する評価制度が導入されている。評価には初期評価、中間又は定期評価、最終評価、影響評価及び抜打ち評価がある（第80条）。評価実施に責任を負うのは事業の実施主体であり、自ら若しくは専門家又はコンサルタント組織に評価を委託して評価を実施する（第84条）。また、主管機関、投資決定者及び国の管理機関も必要に応じて評価を実施することができる（第80条第5項）。

さらに、環境や地域住民の生活に重大な影響を伴うプロジェクトに対し、計画の実施に先立って、地域住民による監視制度が設けられている（第82条及び第83条）。この制度では、事業責任者は、関連資料の速やかな提供と、地域住民の意見を聞き入れ、プロジェクトの実施方法を補強する責任があるものと定められている。

注（インターネット情報は2015年4月15日現在である。）

- (1) 藤倉哲郎「【ベトナム】新投資法が成立」『外国の立法』No.263-1, 2015.4, pp.22-23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9218623_po_02630111.pdf?contentNo=1>
- (2) 例えば、ベトナムの持続的貧困削減国家目標プログラム（2012～15年）では、貧困に関する数値目標が設定され、テーマ別に4つのプロジェクトに分けられている。他方で、日本のODAによるハノイ国際空港などのように、特定のプログラムには属していない独立したプロジェクトもある。